日本郵政共済組合 共済センター長 殿

一時的な収入に関する申立書

私は、被扶養者()が	()	年に得た収入のうち()円
については一時的な収入	(受領が1回のみ) で	であることを	下記のとおり事実と相違	建ないことを申し立て
ます。				

なお、申立てた内容が事実と相違していた場合、被扶養者の認定を 2022 年 10 月 1 日に遡って削除し、 同年 10 月 1 日以降貴共済組合より受給した給付金等について直ちに返納することに同意します。

 年
 月
 日

 組合員番号
 5

 氏
 名

記

1	対象被扶養者		組合員との編 生年月日		П)
			生 年 月日 	年	月	日
2	収入の内訳					
	収入の種類	収入の具体的内容・収入を得ることとなった日*2	金額	受領年	月日日	
	退職所得の収入*1		円	/ /	/	/
	山林所得の収入*1		円	/ /	/	/
	譲渡所得の収入*1		円	/ /	/	/
	その他の収入1		円	/ /	/	/
	その他の収入2		円	/ /	/	/
3	その他特記事項					

- *1 「収入」とは「所得」から経費や所得控除額を差し引く前の収入額をいいます。
- *2 「収入の具体的内容」とは、例えば、株式を売却した、山林を伐採して売却した、土地建物を売却した等です。「収入を得ることとなった日」とは、例えば、株式を売却した日、山林を売却した日、不動産を売却した日等です。



日本郵政共済組合 共済センター長 殿

一時的な収入に関する申立書

私は、被扶養者 (共済 花子) が(2022)年に得た収入のうち (5,120,000)円 については一時的な収入(受領が 1 回のみ)であることを下記のとおり事実と相違ないことを申し立てます。

なお、申立てた内容が事実と相違していた場合、被扶養者の認定を 2022 年 10 月 1 日に遡って削除し、 同年 10 月 1 日以降貴共済組合より受給した給付金等について直ちに返納することに同意します。

2022年 11月 20日

組合員番号 01234567

氏 名 共済 太郎

記

4	対象被扶養者	共済 花子	組合員との編 生年月日 :	_	妻) 月 10 日
5	収入の内訳				
	収入の種類	収入の具体的内容・収入を得ることとなった日*2	金額	受領年	月日日
	退職所得の収入*1	退職金 2022年3月31日退職	5,120,000円	2022/ 4 /15	/ /
	山林所得の収入*1		円	/ /	/ /
	譲渡所得の収入*1		円	/ /	/ /
	その他の収入1		円	/ /	/ /
	その他の収入2		円	/ /	/ /
			•	,	
6	その他特計【注注	·····································			

一時的な収入とは、受領が1回のみのものをいいます。

相続した株等を一度に全て売却した時のみ、一時的な収入としますが、 株等を保有し続けている場合は、取引回数に関係なく恒常的収入と見なします。

*1 「収入」とは

^{*2 「}収入の具体的内容」とは、例えば、株式を売却した、山林を伐採して売却した、土地建物を売却した等です。「収入を得ることとなった日」とは、例えば、株式を売却した日、山林を売却した日、不動産を売却した日等です。